

福岡県未来 IT イニシアティブ 未来 IT 製品・サービス開発等支援事業公募要領

令和 7 年 6 月 1 0 日

福岡県未来 I T イニシアティブ

福岡県未来 IT イニシアティブでは、未来 IT 製品・サービス開発等支援事業を執行する補助事業者を募集します。応募される方は、以下をご確認の上お申し込みください。

※本公募は、福岡県の令和 7 年度当初予算成立を前提として、予算成立後に速やかに事業を開始できるようにするため、当該予算成立前に募集するものです。成立した予算の内容に応じて、事業内容及び補助額等の変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

1. 目的

本事業は、生成 AI やブロックチェーン技術などの先端技術を活用した、地域や社会的課題の解決に資する新規性のある IT 製品・サービスの開発を支援することで、本県の未来を見据えた産業や地域の活性化とビジネス創出を図ることを目的とする。

対象とする製品・サービスは以下の要件を十分に満たしたものとする。

- ①ソフトウェアサービスの開発を主目的とするもの。ハードウェア単体の開発は対象としない。
- ②地域課題や社会課題等の解決に資するもの。自社に導入するにとどまるもの等は含まない。
- ③製品・サービスに用いられている I T に新規性や革新性があるもの。従来の技術においても、先進的な手法で活用されているもの。

2. 補助対象者 <要綱第3条、4条を参照>

福岡県未来 I T イニシアティブ（以下「本組織」という。）が行う未来 I T 製品・サービス開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次の各号の条件をいずれも満たす企業を含む単独または他の複数の企業や大学等です。

- (1) 補助事業の実施場所（開発拠点等）住所が福岡県内にある中小企業者等であること
- (2) 補助事業の開始までに、本組織の会員であること
- (3) コンソーシアム（二以上の企業や法人、大学等での共同）で補助事業を行う場合は、以下の要件をすべて満たすこと
 - ・ コンソーシアムの代表者は（1）であること
 - ・ 開発及びそれに伴う研究や実証の主たる部分は（1）が担うこと
 - ・ 協定書等、コンソーシアムの設立に関する書類の写しを事業開始までに提出すること。協定書等の様式は問わないが、実施体制、責任体制、規則等の整備その他の基本的な運営の考え方を示すものとする。

3. 補助対象事業 <要綱第5条を参照>

前項に定めた補助対象者が、単独または他の複数の企業や大学等と連携しつつ、共同で行う IT 製品・サービス開発のうち、「1. 目的」に記載された条件を十分に満たすものを対象とする。また、以下のとおり補助対象区分を設ける。

【補助対象区分】

〔開発〕 新たな IT 製品・サービスの開発およびそれに伴う研究や実証。

既存のものに IT 技術を活用することで、新たな IT 製品・サービスを開発するもの、およびそれに伴う研究や実証。

〔出展〕 IT 製品・サービスの普及に資する展示会等への出展。

4. 公募期間

令和7年6月10日（火）から令和7年7月16日（水）の17:00まで

5. 補助対象の経費、補助率、補助金額 <要綱第6条を参照>

【補助対象経費】

補助対象の経費は、IT 製品・サービス開発の遂行に直接的に必要な経費とします。

（機械装置費/開発従事者の人件費/材料・消耗品費/外注費等）

ただし、消費税は補助対象の経費に含めないものとします。

【補助率】

補助率は、補助対象経費に対して1/2以内とします。

【補助金額】

補助対象区分ごとに以下の補助限度額とします。

〔開発〕 補助限度額 1,000万円

〔出展〕 補助限度額 100万円

※開発区分において出展を行う場合は、補助限度額は総額1,000万円が上限となります。

※同じ製品・サービスについて、〔開発〕〔出展〕を重複して申請することはできません。

※補助金の交付決定額は、審査結果によって、申請額よりも減額されることがあります。

6. 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定の日から事業完了日または令和8年2月末までです（事業完了に係る実績報告書を令和8年2月末までに提出する必要があります）。この期間中に発注・納品・検収した補助対象物件に要する経費が補助の対象となります。

7. 成果の帰属

補助事業によって得られた知的財産権等の開発の成果は、補助事業者に帰属します。

8. 補助事業者の義務

補助事業終了後、福岡県内での成果の事業化に努め、開発した製品を市場に展開したことにより得た収益については、以下の基準により算出した額を福岡県に本組織を經由して納付しなければなりません。

- ・ 交付された助成金の額を上限として、補助事業の完了した日の属する年度及びその終了後5年間、収益の一部を納付
- ・ 納付額の算出方法は以下のとおり。
当該年度収益額の計算にあたって、助成事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な基準による寄与率（注1）を当該年度収益額に乗じる。

$$\text{納付額} = (\text{当該年度収益額 (注2)} - \text{控除額 (注3)}) \times (\text{補助金確定額 (注4)}) \div \text{補助事業に係る支出額}$$

(注1) 原則として、製品の総製造原価に占める当該開発成果の製造原価の割合により、事業者との協議を経て算定

(注2) 当該事業の成果を用いた製品等に係る営業利益

(注3) 助成事業の事業者負担額（助成事業に係る支出額－助成金確定額）を収益納付期間の5年で除したもの

(注4) 助成事業終了時に通知する助成金の確定額

9. 計画書の提出＜要綱第7条を参照＞

補助金の交付を希望される事業者は、4. 公募期間の終了までに下記の書類（以下「事業計画書」という。）を本組織に提出してください。

【提出書類】

| | |
|-----|---|
| (1) | 未来 IT 製品・サービス開発等支援事業計画書 様式第1号 |
| (2) | 補助対象区分：【開発】の場合 未来 IT 製品・サービス開発等支援事業計画書 様式第1号別紙1～5 補助対象区分：【展示】の場合 未来 IT 製品・サービス開発等支援事業計画書 様式第1号別紙1, 2, 5, 8 |
| (2) | 応募する企業の決算報告書（直近の1決算期（創業2年以内の企業は受注状況がわかる資料として、直近の請求書のコピーやキャッシュフロー計算書（計画書）など提出できる書類）に関する貸借対照表及び損益計算書） |
| (3) | 暴力団排除に係る誓約書（様式第1号別紙6） |
| (4) | 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの） |

※技術指導の受入れに要する費用を補助対象として希望する方は「技術指導受入計画書（別紙7）」も提出してください。

※これら以外にも審査に必要と思われる書類等の提出を求めることがあります。

【提出方法】

電子ファイル（形式：PDF またはワード、エクセル）または郵送にて提出してください。

送付先：福岡県未来 I T イニシアティブ： info@f-ruby.com

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号（福岡県商工部先端技術産業振興課内）

Tel: 092-643-3453

※送付後、必ず電話にて提出書類を送付した旨をご連絡してください。

10. 選定審査会

外部の有識者を交えた審査会を開催し、採択企業を選定します。審査にあたっては、以下のとおり、各提案者から提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。採否の結果は、7 月末頃までにお知らせする予定です。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 日時

令和 7 年 7 月下旬頃を予定（オンラインでの実施を予定）

※決まり次第、応募者にお知らせします。ヒアリングに対応できない場合には、不採択とさせていただきますので、どなたかのご対応をお願いします。

(2) 場所

福岡県未来 I T センター

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代 1 丁目 2 0-3 1

(3) 内容

1 事業者あたり 20 分間程度を予定

（プレゼンテーション：10 分間、その後、審査員による事業内容のヒアリング：10 分間）

(4) 準備物（プレゼンテーション資料の様式及び構成）

以下の内容を確認し、プレゼンテーション資料をご準備ください。なお、事前に審査員に共有をします。提出期限については、提案者に対して別途お知らせします。

ア. 様式

- ・ A4 版横、横書き、フォント指定なし
- ・ フォントサイズの指定はありませんが、見やすい大ききで作成ください

イ. ページ数

制限はありませんが、制限時間内で説明が終わるよう、簡潔かつ明確な記述に留意してください。

ウ. 内容

構成は自由ですが、下記の内容を含めて作成してください。

① 製品・サービスの新規性や革新性

- ・ 技術面、ビジネス面において独自性や革新性のある開発となっているか。
- ・ 既存のものへの IT の活用については、これまで使われていなかった分野や製品等を対象としており、新規性があるか。
- ・ その他、開発する製品・サービスの特筆すべき点。

- ② 地域課題や社会課題への対応
 - ・ 地域課題や社会課題が的確に分析できているか。
 - ・ 実用化されることで地域課題や社会課題の解決に資することができるか。
 - ・ 単なる社会貢献に留まらず、ビジネス性があるか。
- ③ 開発目標・事業化目標
 - ・ 開発、事業化にあたっての目標設定と具体的な計画があるか。
 - ・ 実現性のある目標が設定されているか。
- ④ 開発の方法・体制・計画
 - ・ 開発、実証の課題を明確にし、実現可能な計画がたてられているか。
 - ・ 計画を実行する上で、適切な人材、人員が確保されているか。
- ⑤ 展示会出展支援のみを希望する場合
 - ・ 出展する製品・サービスの概要
 - ・ 展示会の内容、目的
 - ・ 具体的な効果

【提出方法】

電子ファイル（形式：PDF またはパワーポイント）にて提出してください。

(5) 審査方法・審査基準

外部有識者等による審査会において、別表で定める審査基準に基づいて審査を行います。審査会は非公開です。

11. 審査結果の通知・補助事業の開始

本組織から、10. の選定審査会により、内定した事業者に対して、内定の通知を行います。内定を受けた事業者は、要綱様式第2号により、補助事業の交付申請手続きを行っていただきます。本組織より、要綱様式第3号交付決定通知を送付し、補助事業の開始となります。

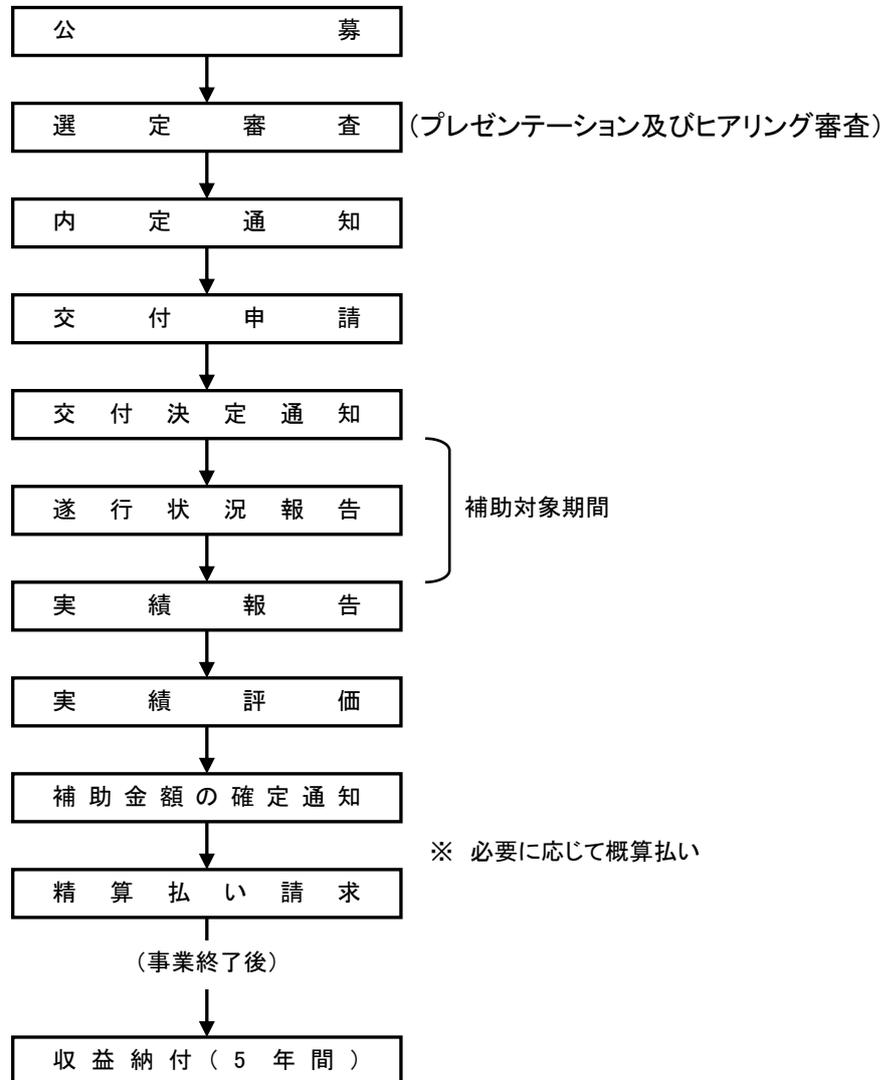
12. 採択事業の公表

採択事業の交付決定通知後、企業名、代表者名、住所、採択事業概要をHP等で公表します。

13. 効果の検証について

事業終了後にアンケート調査やその他の適切な方法により事業の効果を検証し、その結果を必要に応じてHP等で公表します。

14. 事業スキーム



15. 補助金交付にあたって

補助金の支払い方法、各種報告についての概要は、以下の通りとなります。

(a) 補助金の支払い

補助金の支払いは、概算払い及び精算払いによって行います。

(a)-1 概算払い

概算払いは、原則として、会計年度の四半期ごとに事業者の希望により、概算払い請求書の提出を受けて行います。概算払いとは、既に支払いが完了している経費及び支払いが見込まれる経費について支払うことをいいます。概算払いの総額は、補助金交付予定額の75%を超えない額とし、一回の概算払いの金額は、補助金交付予定額の25%を超えない額とします。ただし、本組織が認める場合は、この額を超えて支払うことができます。

(a)-2 精算払い

精算払いとは、補助事業終了後、(c)による実績の評価を行った後に、補助金の額を30日以内に確定し、精算払い請求書の提出を受けて30日以内に支払うことをいいます。

(b) 進捗状況の報告

補助事業の遂行状況について、指定する期限までに補助事業遂行状況を報告していただきます。時期、方法は採択後、別途定めます。

(c) 実績の評価

補助事業の実施者から提出された「未来 IT 製品・サービス開発等支援事業補助金に係る補助事業実績報告書」（以下「実績報告書」という。）に基づき、事業実績の評価を行います。評価に当たっては、必要に応じて、補助事業者によるプレゼンテーションや補助事業者に対するヒアリング、現地調査及び外部専門家の意見聴取を行います。

(d) 補助金交付について

進捗状況の報告が適切に行われなかった場合や実績の評価結果により、補助金が減額または交付されない場合があります。

また、その場合、概算払いで既に支給した金額の一部または全額を返納していただく場合があります。

16. 福岡県ビジネスプロデューサーによる支援について

本社を福岡県に有する事業者は、事業採択後は福岡県が委嘱するビジネスプロデューサーから事業計画・販路拡大・資金調達などに関する指導・助言を受けることが可能です（任意）。採択事業者が支援を希望する場合は、事前にビジネスプロデューサーによる面談を行います。

17. 問い合わせ及び応募書類の提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県未来ITイニシアティブ事務局（福岡県商工部先端技術産業振興課内）

担当：豊崎

e-mail: info@f-ruby.com

※送付後、必ず電話にて申請書を提出した旨をご連絡してください。

Tel: 092-643-3453